## 令和8年度任用

# 志木市会計年度任用職員(障がいをお持ちの方)募集案内

受 付 期 間 :令和7年 | 2月 | 日(月)~令和7年 | 2月 | 5日(月)



志木市は埼玉県から「多様な働き方実践企業」に認定されています。

### I 募集職種及び業務内容

【事務補助員】 (意思疎通支援事業事務)

- (1)手話通訳派遣コーディネート
- (2)手話講習会事務補助業務
- (3)手話通訳試験・研修・会議事務補助業務
- (4) パソコンを用いた文書作成、データ入力等(Word、Excel等による)
- (5) その他庶務の事務補助業務など

### 2 登録要件

- (1) 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)の交付を受けている方
- (2) 手話による意思疎通が可能な方
- (3) 筆談による意思疎通が可能な方
- (4)年齢 18歳以上の方
- (5) 地方公務員法第 | 6条に規定する欠格条項に該当しない方

#### (欠格条項)

- 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しく は選考を受けることができない。
  - ー 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条に規定する罪を犯し、刑に処せ られた者
  - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 申込手続き

受 付	12月 日(月) から 2月 5日(月)まで
提出書類	I 志木市会計年度任用職員(障がいをお持ちの方)登録申込書(令和 8
	年度登録)をホームページよりダウンロードして印刷し、期限内に持参。
	※郵送・代理による申込みは不可。付き添いの方の同伴は可。
	2 障害者手帳の写し(氏名、生年月日及び障がい程度等級表による級別
	が記載された箇所)。

【持参】:志木市中宗岡|丁目|番|号

志木市役所 | 階 福祉部共生社会推進課障がい者福祉グループまで

※お申込みをご希望される方は、事前に共生社会推進課までご連絡ください

(メールか FAX)

### 4 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで
勤務日・時間	月~金曜日(各日9:00~17:00)内 週4日以上
勤務場所	志木市役所福祉部共生社会推進課
報酬額	時給1,330円から
	※採用日前、本市職員(臨時職員や特別職非常勤職員を含む)として在職
	期間がある場合、その職歴に応じて、報酬額を決定します。
	※時給は、変更となる場合があります。
諸手当	報酬条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末手当及び勤勉手
	当等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大 20 日)を付与されるほか、
	負傷又は疾病の場合に与えられる病気休暇、結婚、忌引及び出産などの場
	合に特別休暇があります。※勤務条件によって付与や日数は異なります。
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。(勤務時間による)
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれか
	(勤務する所属で異なります。)が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法
	令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る
	義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	報酬等支給日:翌月 21 日(勤務した日の属する月の翌月 21 日)
	健康診断(勤務時間による)、人事評価あり
	職種により、災害事務従事の可能性あり

### 5 選考方法及び結果

第一次選考:書類選考及び個人面接

※第一次選考の結果、合格者は会計年度任用職員登録者名簿に登載されます。(募集年度のみ有効)※令和8年|月末までに通知します。

第二次選考:個人面接

※手話通訳あり

※会計年度任用職員登録者から必要に応じ実施し、結果は会計年度任用職員任用結果通知書により、通知します。

※会計年度任用職員の災害事務従事について

選考時に災害事務従事の可否についてお伺いします。

なお、そのことが選考の結果に影響を与えるものではありません。

- ※次の事項に該当する場合は、会計年度任用候補者名簿から削除されます。
  - ①提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ②心身の故障その他の理由により、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない ことが明らかになった場合
  - ③任用候補者として信用を失墜する行為(非違行為)を行った場合

### 【募集に関する問い合わせ】

〒353-850| 志木市中宗岡|丁目|番|号

志木市役所 総合行政部人事課人事給与グループ

電 話 048-473-1111(代表) 内線2122、2123

URL http://www.city.shiki.lg.jp/

E-mail jinji@city.shiki.lg.jp

福祉部共生社会推進課障がい者福祉グループ

電 話 048-473-1449 内線1114

FAX 048-473-1118

E-mail syuwa@city.shiki.lg.jp